

# 高すぎる国民健康保険料に悲鳴

## 「もうやりくりできない。助けて…」

### 値上げに問い 合わせ殺到

### 算定方式の変更 で大幅値上げ

国民健康保険料の通知が届いた6月16日から7月8日までの間に、保険料値上げに関する問い合わせが2800件も区役所に殺到しました。なんでもか多い世帯や障がい者が多い世帯などで大きな値上げとなりました。

今年の通知書を見た区民からは「もうやりくりできない。助けて」など悲鳴が上がっています。今年行われた、保険料の算定方式の変更で、子どもが多い世帯や障がい者のかかるのを我慢する、という人もいます。

左表(資料①)のように今年の保険料は昨年と比べ、66,292円(31%)も値上げになったとされています。

江東区では国保料の滞り納世帯が毎年のように増え続け、昨年9月、4割を超える異常な事態となつています。また「医者にかかると我慢する」という人もいます。

### 制度改定の狙い

今回の値上げの背景には、現在各区市町村ごとに運営されている国民健康保険を、2年後をめどに、東京都一本に(広域化)することにあります。その際、各区市町村が保険料値上げを抑えるために独自に行っている一

ところが国は1980年代前半までは、国保財源の約半分(49.8%)を負担してきたのに、減らし続け、現在では25%にまで減らしてしまっています(資料③)。その分を国保料と窓口負担の引き上げ、区市町村の負担にしわ寄せしてきました。

### 安心できる 国保制度に

国民健康保険の加入者は、自営業者、高齢者、失業者などが対象であり、国の果たす役割は重要です。

一般会計からの資金投入をやめさせようとしています。その結果、保険料がさらに大幅に上がるとみられています。

安心できる国保制度とするためには、国保事業に対する国庫負担率を元の水準に戻し、高すぎる保険料を引き下げることも国民健康保険の広域化を中止し、応能負担にもとづく生活実態を反映した保険料算定とすることが必要です。



世帯構成は、夫婦と高校生2人  
年収308万円(昨年と同じ)

前年より  
66,292円値上げ

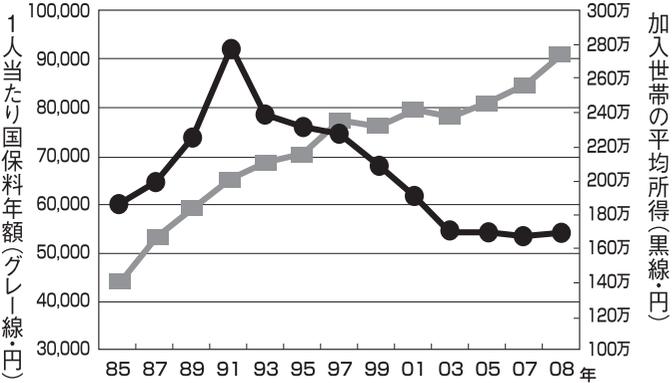
### 資料①

保険料の計算	今回通知			※前回通知		
	医療給付費 基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	医療給付費 基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額
⑦賦課のもととなる所得金額	969,250	969,250	969,250	27,600	27,600	27,600
④保険料率	0.0613	0.0196	0.0160	0.80	0.23	0.20
②所得割合(⑦×④)	59,415	18,997	15,508	22,080	6,348	5,520
⑤一人あたりの均等割額	31,200	8,700	13,200	31,200	8,700	12,000
④人数	4	4	2	4	4	2
⑥均等割額(⑤×④)	124,800	34,800	26,400	124,800	124,800	24,000
⑧年間保険料(②+⑥)	184,215	53,797	41,908	146,880	41,148	29,520
⑨加入月分保険料	① 184,215 ② 53,797 ③ 41,908	① 146,880 ② 41,148 ③ 25,600				
	今回通知合計①+②+③ A 279,920円			前回通知合計①+②+③ B 213,628円		

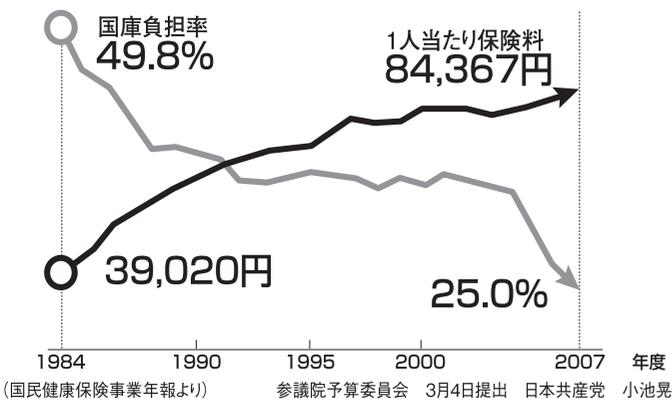
平成23年度国民健康保険料の最高限度額は医療給付費基礎賦課額51万円・後期高齢者支援金等賦課額14万円・介護納付金賦課額12万円です。

※「前回通知」分は、被保険者本人から聞きとり作成

### 資料② 1人当たりの国保料と加入世帯の平均所得の推移



### 資料③ 国保会計の国庫負担率と保険料



どんなことでもお気軽にご相談ください

### 生活・法律相談案内

あいうえお順

区議会議員  
赤羽 目たみお  
江東区石島九一五  
☎五八六五一二一五六  
第2水曜・午後6時半

区議会議員  
大つき かおり  
江東区枝川一六六一三  
☎三六四五一七六四  
第4木曜・午後6時半

区議会議員  
きくち 幸江  
江東区大島三二二二三  
☎三六八五一七八四  
第3木曜・午後6時半

区議会議員  
斉藤 信行  
江東区東陽一六一九  
☎三六四四七二九〇  
第2木曜・午後6時半

区議会議員  
正保 みきお  
江東区北砂四二四一  
☎三六四〇四三七六  
第3木曜・午後6時半

区議会議員  
すがや 俊一  
江東区大島七六八  
☎三六八三〇七四五  
第4木曜・午後7時

区議会議員  
そえや 良夫  
江東区東砂七〇一  
☎五八八三三八一八五  
第3金曜・午後7時